

毎週月.水.金曜日発行

富 山 県 報

令和 7 年 4 月 23 日

水 曜 日

第5366号

目 次

告 示	
○指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	1
○道路の区域変更	
公 告	
○安全運転管理者等講習事業委託に係る一般競争入札の実施	2

告 示

富山県告示第193号

指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 23 日

富山県知事 新 田 八 朗

指定構造計算適合性判定機関の名称	変更後の業務を行う事務所の所在地	変更前の業務を行う事務所の所在地	変更しようとする年月日
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地、大阪府大阪市本町一丁目 4 番 8 号	東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地、大阪府大阪市南本町一丁目 7 番 15 号	令和 7 年 5 月 1 日

(建築住宅課)

富山県告示第194号

道路の区域変更について

安全運転管理者等講習事業委託

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託業務の実施場所

富山県内

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、富山県公安委員会に認定された者であること。

3 入札に参加する資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

(2) 資料は次のとおりとする。

富山県知事からの物品等競争入札参加資格者決定通知書の写し

(3) 資料の提出期間

令和7年4月24日から同年5月7日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。ただし、競争入札参加資格審査を現に申請している者にあつては、前記(2)の資料は、入札書提出時とする。

(4) 資料の提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話076-441-2211

(5) 資料の提出方法

直接持参すること。

(6) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和7年5月14日までに申請者に通知する。

なお、提出した資料等に関し、契約を担当する職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(7) 入札参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

前記(6)により入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、説明を求める旨を記載した書面を前記(4)の提出場所へ令和7年5月16日までに提出しなければならない。

回答は、令和7年5月21日までに文書で行う。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和7年4月24日から同年5月1日までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和7年5月23日 午前11時

(4) 入札書の提出方法

直接持参すること。

5 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

令和7年5月23日 午前11時

(2) 開札の場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 202会議室

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積もるものとする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、前記3の資料等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。